

議案第23号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する同表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第19号）の一部を改正する

三朝町

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------------|----------|-------|------------------|----------|-------|
| 別表第1(第2条関係) | | | 別表第1(第2条関係) | | |
| 名称 | 位置 | 処理区域 | 名称 | 位置 | 処理区域 |
| 神倉地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字神倉 | 神倉地区 | 神倉地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字神倉 | 神倉地区 |
| 東小鹿地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字東小鹿 | 東小鹿地区 | 東小鹿地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字東小鹿 | 東小鹿地区 |
| 穴鴨地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字穴鴨 | 穴鴨地区 | 穴鴨地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字穴鴨 | 穴鴨地区 |
| 下畑地区林業集落排水処理施設 | 三朝町大字下畑 | 下畑地区 | 下畑地区林業集落排水処理施設 | 三朝町大字下畑 | 下畑地区 |
| 旭南地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字牧 | 旭南地区 | 旭南地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字牧 | 旭南地区 |
| 木地山地区小規模集合排水処理施設 | 三朝町大字木地山 | 木地山地区 | 木地山地区小規模集合排水処理施設 | 三朝町大字木地山 | 木地山地区 |
| 助谷地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字助谷 | 助谷地区 | 助谷地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字助谷 | 助谷地区 |
| 西小鹿地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字西小鹿 | 西小鹿地区 | 西小鹿地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字西小鹿 | 西小鹿地区 |
| 吉尾地区小規模集合排水処理施設 | 三朝町大字吉尾 | 吉尾地区 | 吉尾地区小規模集合排水処理施設 | 三朝町大字吉尾 | 吉尾地区 |
| 小河内地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字小河内 | 小河内地区 | | | |

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。